

「満3歳児クラス（課税世帯かつ保育の必要性がある世帯）」で、預かり保育補助を申請される方」が提出する書類

提出書類			
⑧父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類 ※3歳の誕生日を迎えた月、かつ入園月以降に証明・取得した書類を提出してください。 ※審査次第では再度再提出を求める場合がありますので、ご了承下さい。	就労	会社員 パート 派遣社員 等	就労証明書（区様式） ☆就労先が複数にわたる場合はそれぞれの就労証明書が必要
		自営業 （親族経営を含む） 経営主	（1）就労証明書（区様式） （2）令和8年分の所得税の確定申告書（一表・二表）又は源泉徴収票のコピー ☆（2）の書類が提出できない場合は以下2点 ①仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等） ②収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）
	出産	母子健康手帳の分娩予定日記載ページのコピー	
	求職活動	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、求職活動報告書（区様式）、不採用通知）	
	就学	（1）在学証明書のコピー （2）スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） （3）在学開始日および卒業見込年月日の確認ができるもののコピー	
	疾病	診断書（区様式）	
	障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	
	親族の介護・看護	（1）被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー （2）介護・看護の週間スケジュール	

※満3歳児クラス課税世帯の方は1号・新1号認定となりますが、保護者の方に保育の必要性がある場合は上記書類をご提出いただくことで、預かり保育補助金を申請することができます。

ご申請にあたって知っておいていただきたいこと

新2号・新3号認定を受けている児童について

新2号、新3号認定を受けているお子さんについて、保護者の方の保育の必要性が引き続きあるかを確認するために、年に1回現況調査を実施します（2027年6月頃予定）。詳しい内容は、改めてご案内させていただきます。

保育要件書類は現況調査の際に確認するため、補助金申請時に提出しないようお願いいたします。